



**Q** 中小企業の事業主ですが、女性の活躍を推進するために企業課題分析およびこれを実践するための情報公表の項目を、また行動計画の策定・

**A** 女性活躍推進法では、常時雇用する労働者101人以上の事業主に、自社の女性の活躍に関する状況を把握・

が追加されたと聞きましたが、内容を教えてください。

## 女性の活躍に関する情報公表が変わりました！

届出・社内通知・外部ホームページ)で示すことも、努力義務となっていました。また、併せて、「正規雇用労働者」、「非正規雇用労働者」の区分で「女性の活躍に関する情報公表も義務となつて

昨年7月8日に女性活躍推進法が改正され、女性活躍に関する情報公表の項目に、「男女の賃金の差異」が追加されました。「男女の賃金の差異」の情報公表については、今回の改正で、常時雇用する労働者が301人以上の事業主に義務となりました。

情報公表の内容としては、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合(パー

厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」を「活用願

鳥取労働局雇用環境・均等室 電話0857(29)1709

【情報公表先】  
女性の活躍推進企業データベース  
<https://positive-youritsu.mhlw.go.jp/positivevb/>